

MY企業年金通信

No. 2013-04

明治安田生命保険相互会社
 総 合 法 人 業 務 部
 団体年金コンサルティング室
 T E L : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	関連制度		
1	【制度関連】「厚生年金基金制度の見直し」に関する法案の公開について	厚生基金	DB	DC

1. 「厚生年金基金制度の見直し」に関する法案の公開について

平成 25 年 4 月 12 日（金）に厚生労働省のホームページに平成 25 年 4 月 12 日に閣議決定され、今国会に提出された「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が公開されました。この中に記載されている「厚生年金基金制度の見直し」に関する内容をご案内いたします。

主な内容は、次の通りですが、平成 25 年 4 月 1 日（月）に公表された「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要」と同内容です。

第一 改正の趣旨

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、厚生年金基金について、その新設を行うことができないこととすること、他の企業年金制度等への移行を促進しつつ、解散の特例を導入すること等の措置を講ずる（中略）ものとする。

第二 厚生年金保険法の一部改正

- 一 厚生年金基金及び企業年金連合会に係る規定を削除すること。
- 二 一の改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。

第三 確定給付企業年金法の一部改正

- 一 企業年金連合会に関する規定の整備
- 二 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等に関する規定の整備その他所要の規定の整備を行うこと。

※法律案の詳細は次をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/183.html>

※平成 25 年 4 月 1 日（月）に公表された「法律案の概要」は No. 2013-01（平成 25 年 4 月 3 日付）にてご案内させていただいております。

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 案要綱に記載されている項目（うち「厚生年金基金制度の見直し」に関する項目）

第一 改正の趣旨

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、厚生年金基金について、その新設を行うことができないこととすること、他の企業年金制度等への移行を促進しつつ、解散の特例を導入すること等の措置を講ずる（中略）ものとする。

第二 厚生年金保険法の一部改正

- 一 厚生年金基金及び企業年金連合会に係る規定を削除すること。
- 二 一の改正に伴う所要の規定の整備を行うこと。

第三 確定給付企業年金法の一部改正

- 一 企業年金連合会に関する規定の整備
- 二 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等に関する規定の整備その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 存続厚生年金基金の解散に係る特例等

- 一 存続厚生年金基金
- 二 存続厚生年金基金が解散しようとするときに要する代議員会の議決
- 三 存続厚生年金基金の解散に伴う責任準備金相当額の徴収等
- 四 自主解散型基金が解散した場合の責任準備金相当額の特例
- 五 自主解散型納付計画の承認を受けて解散した場合における責任準備金相当額の納付の猶予等
- 六 清算型基金の指定
- 七 清算型基金が解散した場合における責任準備金相当額の特例及び責任準備金相当額の納付の猶予等
- 八 施行日前に解散した特定基金に係る責任準備金相当額の納付の猶予の特例
- 九 施行日から5年を経過した日以後における解散命令の特例
- 十 存続厚生年金基金の残余財産の確定給付企業年金又は独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付
- 十一 その他存続厚生年金基金の解散に係る特例等に係る所要の規定の整備を行うこと。

第八 存続連合会

- 一 改正前厚生年金保険法の規定による企業年金連合会の存続
- 二 存続連合会の行う業務
- 三 存続連合会の解散等
- 四 その他存続連合会に係る所要の規定の整備を行うこと。

第九 連合会の業務の特例

第十 施行期日

第十一 検討

第十三 関係法律の一部改正

なお、第四～第六、第十二 は「厚生年金基金制度の見直し」に関しない項目です。

＜ご参考＞No.2013-01 でご紹介した「厚生年金基金制度の見直しの概要」

I 法律案のうち、「厚生年金基金制度の見直し」に関連する主な内容

1. 法案の内容

- (1) 施行日以後は厚生年金基金の**新設は認めない**。
- (2) 施行日から **5 年間の時限措置として特例解散制度を見直し**、分割納付における事業所間の**連帯債務を外す**など、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から **5 年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金**については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、**解散命令を発動できる**。
- (4) **上乗せ給付の受給権保全を支援**するため、厚生年金基金から**他の企業年金等への積立金の移行について特例**を設ける。

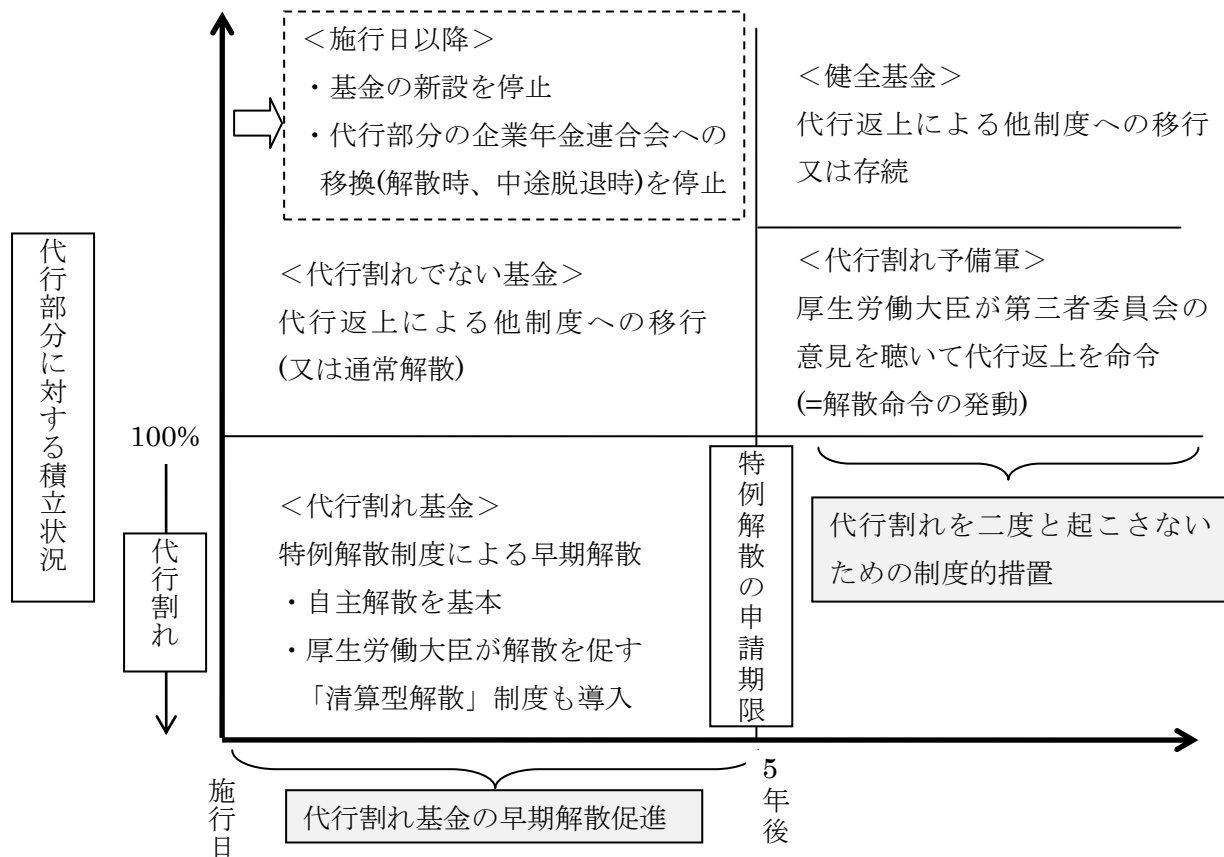
2. 施行期日

公布日から 1 年を超えない範囲で政令で定める日

II 厚生年金基金制度の見直しの概要

1. 厚生年金基金制度改革のプロセス

- 施行日から 5 年間 : 「代行割れ問題」に集中的に対応
- 施行日から 5 年後以降 : 「代行割れを未然に防ぐための制度的措置」を導入

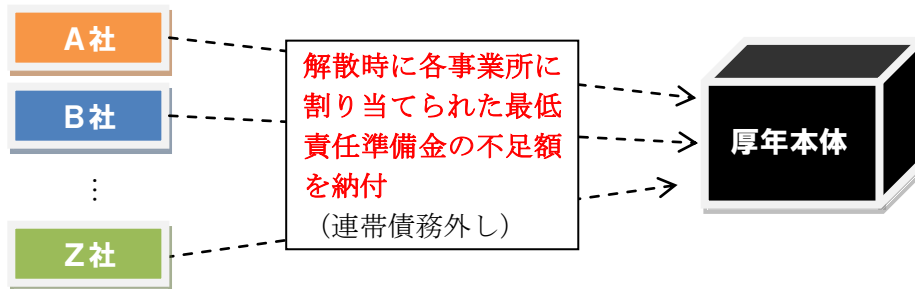


2. 代行割れ基金の早期解散のための方策

○特例解散制度の見直し(申請期限は施行日から5年後)

1. 分割納付の特例(代行割れ基金対象)

① 事業所間の連帯債務外し



② 利息の固定金利化

厚年本体の実績利回りに応じて変動→固定

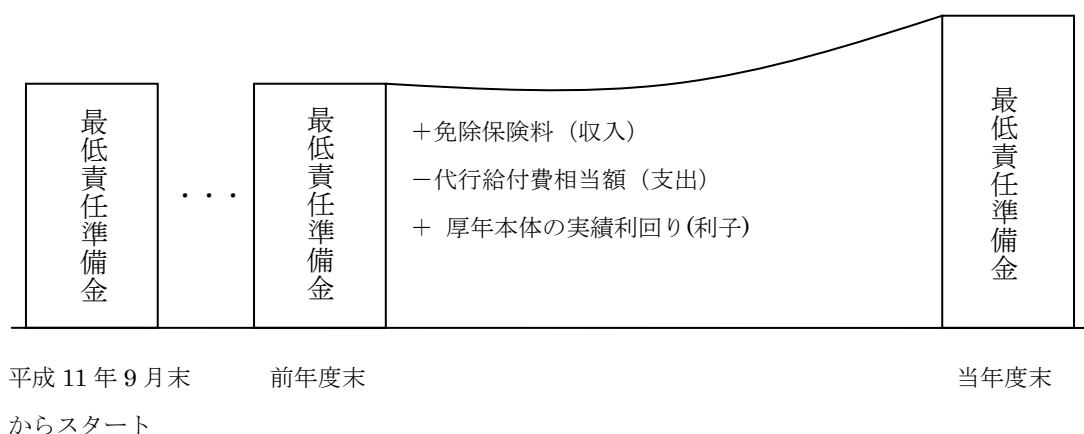


③ 最長納付期間の延長



2. 最低責任準備金(代行部分の債務)の精緻化(全基金対象)

＜現行 最低責任準備金の算定方法＞



① 代行給付費の簡便計算に用いる係数の補正

(一律設定→受給者の年齢区分に応じた 3 段階設定)

現行	改正後	
0.875	受給者の年齢区分に応じて 3 段階に設定	
	75 歳以上	1.0
	65 歳以上 75 歳未満	0.96
	65 歳未満	0.69

※代行給付費×係数で計算

② 計算に用いる**厚年本体の実績利回りの適用時期のずれ(「期ずれ」)**の補正

現行	改正後
前々年度の確定値を当年分の計算に適用 ＝1年9ヵ月の期ずれ (例) 平成13年1月～12月分の最低責任準備金の計算→平成11年度(平成11年4月～平成12年3月)の実績(3.62%)を用いる。	期ずれを解消(確定値+直近は推計値) (例) 平成13年度(平成13年4月～平成14年3月)分の最低責任準備金の計算→平成13年度(平成13年4月～平成14年3月)の実績(1.99%)を用いる。

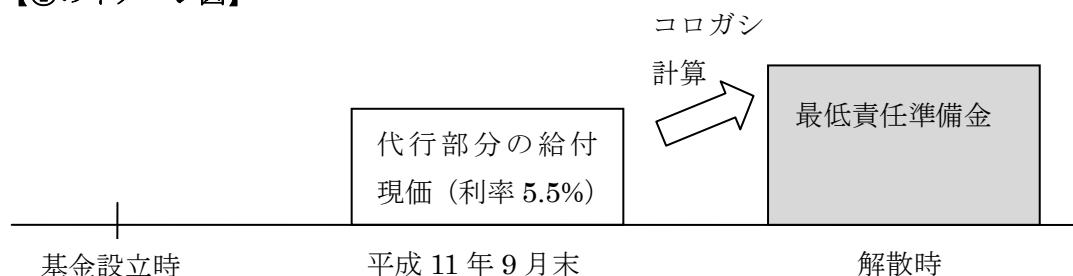
3. 納付額の特例(代行割れ基金対象)

次の**いずれか低い額**(＝現行特例と同じ)

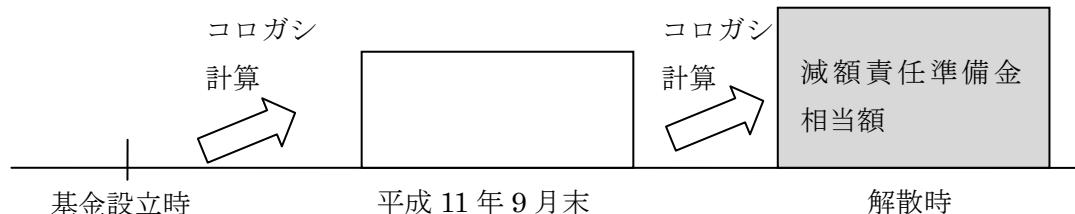
- ① 通常ルールで計算した額(平成11年9月までの期間は5.5%、平成11年10月以降の期間は**厚年本体の実績利回り**を用いて計算)
- ② **基金設立時から厚年本体の実績利回り**を用いて計算した額

※利回りは「期ずれ」補正後のものを用いることを原則とするが、補正せずに計算した額のほうが低くなる場合は、当該額を用いることができる。

【①のイメージ図】



【②のイメージ図】



4. 解散プロセス

- ① **自主解散を基本**。厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散を促す「**清算型解散**」の仕組みを導入。
- ② **第三者委員会における適用条件等の審査**。適用条件は客観的に設定。
- ③ 特例解散の適用を受ける基金の**受給者は申請(指定)時点以降、上乗せ給付を支給停止**。
- ④ 申請(指定)以降、**年金記録の整理等の事務に先行して代行資産を返還できる仕組み**を導入。

○解散認可基準の緩和

	現行	改定後
代議員会における法定議決要件	代議員の定数の 4分の3以上 による議決	代議員の定数の 3分の2以上 による議決
解散認可申請に際し ての事前手続要件	・全事業主の 4分の3以上 の 同意 かつ ・全加入員の 4分の3以上 の 同意	・全事業主の 3分の2以上 の 同意 かつ ・全加入員の 3分の2以上 の 同意
解散認可申請に際し ての理由要件	母体企業の経営悪化等	撤廃

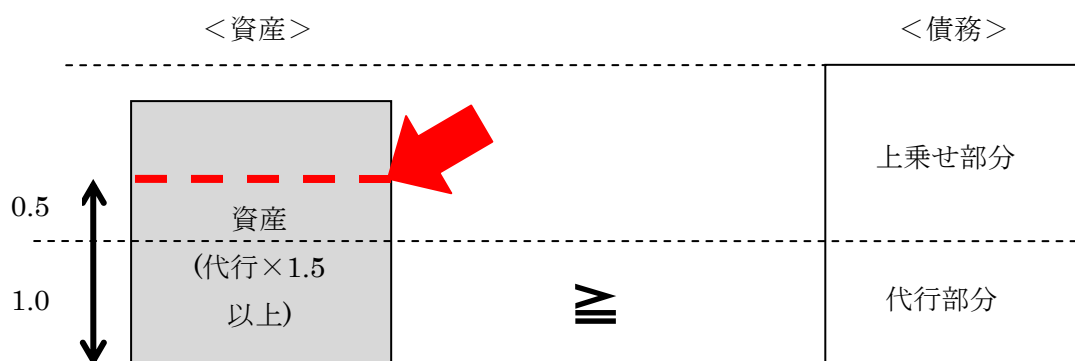
※代行返上の場合は、母体企業の経営悪化等の理由要件は課していない。

3. 代行割れを未然に防ぐための制度的措置の導入

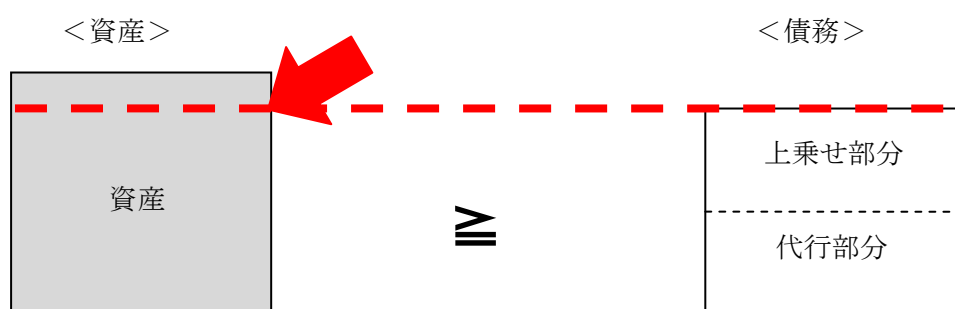
施行日から5年経過後(特例解散の終了時点)は、毎年度の決算において、以下の**いずれかの要件を満たしている基金のみ存続**できるとし、**要件を満たさない基金に対しては、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できることとする**。

- (1) **市場環境の短期変動による代行資産の毀損リスクを回避**できる積立水準
純資産(時価) $\geq$ 最低責任準備金(代行部分の債務) $\times 1.5$
- (2) **上乗せ部分の積立不足による代行資産の毀損リスクを回避**できる積立水準
純資産(時価) $\geq$ 決算日までの加入期間に見合う「代行+上乗せ」の債務
(=非継続基準による要積立額)

【(1)のイメージ図】代行部分の債務の1.5倍超



【(2)のイメージ図】「代行+上乗せ」の債務超

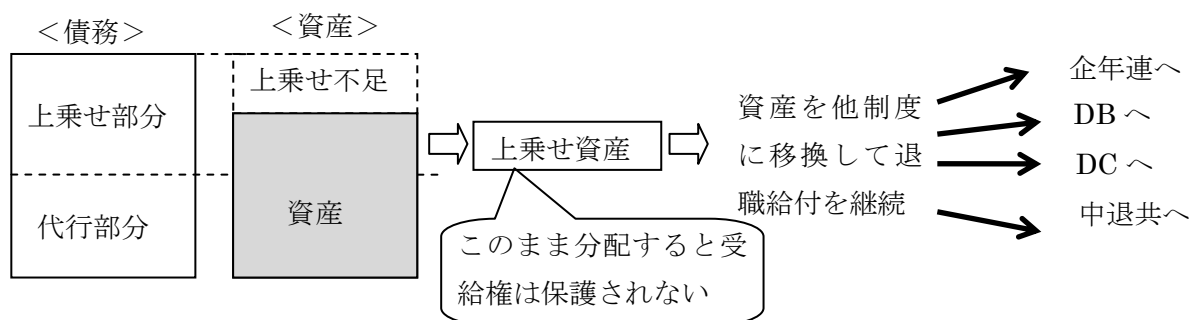


4. 上乗せ部分の受給権を保全するための措置

厚生年金基金が解散した場合の基本ルール。

- ① 代行給付=必ず保全される(厚年本体が支給)
- ② 上乗せ給付(3階部分)=残余財産の範囲で分配(又は企業年金連合会に移換)

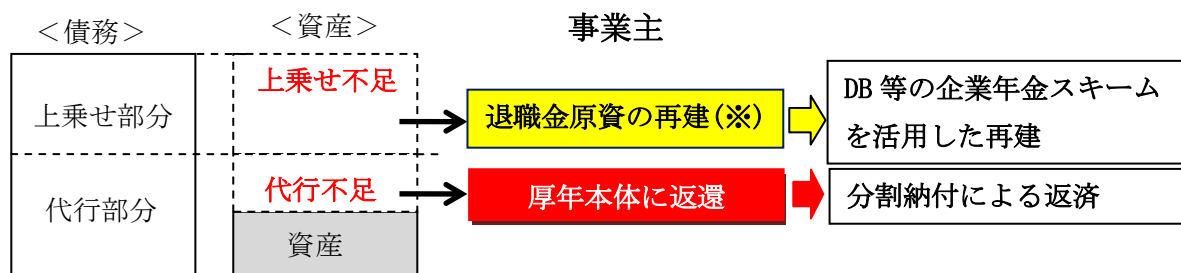
【ケース1:代行割れはしていないが、上乗せ部分は積立不足である場合】



<移行のための支援措置>

- ・解散後、事業所(企業)単位で既存DBや中退共へ移行できる仕組みを創設(法律事項)
- ・移行後の積立不足を掛金で埋める期間の延長 など政省令改正による対応も併行して行う。

【ケース 2：代行割れ基金】



(※)一部の基金では、上乗せ給付の原資として加入員からも掛金を徴収しているところがあり、こうした基金が解散後、上乗せ給付を再建するスキームとしての活用も考えられる。

<注>

ケース 1 およびケース 2 で、代行部分を持ち続けると、公的資金である代行資産を、上乗せ給付の不足に充てるために使い続けることになる。